

大和市公告第129号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月25日

大和市長 大木 哲

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	幅員(m)	延長(m)
平成29年12月15日	大和市指令(建指)第105号	大和市道桜森45号のうち大和市桜森一丁目114番2及び3、115番3、4及び5、116番28及び30から38まで、118番2及び7並びに130番12に接する部分	4.00	138.47